

平成21年7月7日
熊本県健康危機管理課

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する本県における
今後の対応方針について

先般、国の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業に関する運用指針（H21年5月22日）」（以下運用指針という。）が改定されたことを踏まえ、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する本県の今後の主な対応方針を別添のとおり定めましたので、お知らせします。

【対応方針のポイント】

1 保健所に設置している発熱相談センターの役割等の変更について

（1）役割の変更（平成21年7月10日（金）から）

発熱者のうち「かかりつけ医」がいない方、受診する医療機関が分からない方に対して、医療機関を紹介します。

自宅療養している患者への相談対応等を行います。

（2）名称・開設時間の変更

名称（平成21年7月10日（金）から）

インフルエンザ発熱相談センター

開設時間（平成21年7月17日（金）から）

現在の午前9時～午後5時30分まで（土・日、祝日等を含む）から

午前9時～午後5時30分（土・日、祝日等を除く）までに変更

電話番号の変更はありません。

2 外来受診先の変更について

平成21年7月10日（金）から 発熱外来を休止し、原則として全ての医療機関で診療を行います。

急な発熱や咳、のどの痛みなどの症状のある方は、事前に医療機関に連絡し、受診時間等の指示を受けたうえで、「かかりつけ医」や最寄りの医療機関の受診をお願いします。

なお、「かかりつけ医」がいない方や、受診する医療機関が分からない方には、インフルエンザ発熱相談センターで最寄りの医療機関をご紹介します。

3 妊婦の方への対応について

妊婦の方については、必ず「かかりつけ医」に事前に電話で受診先をお問い合わせいただきますよう、お願いします。

4 患者の方への対応について

医療機関で迅速診断キットを使った検査等によりインフルエンザ A 型と診断されたとき、遺伝子検査（PCR 検査）による新型インフルエンザの診断については、今後、全数検査は実施せず、学校等の同一集団における集団感染の始まりが疑われる場合のみ実施します。

また、新型インフルエンザと診断された場合は、**原則として自宅療養のうえ、外出自粛**となりますが、症状が重く入院が必要な場合は、感染症指定医療機関以外の一般の医療機関でも入院して治療を受けることが出来ます。

5 濃厚接触者の方への対応等について

濃厚接触者を把握するための積極的疫学調査は、今後、新型インフルエンザの患者が学校等の同一集団で複数例発生した場合に、必要に応じて実施します。また、その調査対象は、学校等の集団に属する方や患者の同居者に限られます。

なお、濃厚接触者と判断された方については、一定期間に症状が出現した場合にのみ、外出自粛と保健所への連絡の協力をお願いします。

6 その他

健康危機管理課に設置している新型インフルエンザに関する一般的な相談窓口の開設時間を現在の午前 9 時～午後 9 時（土・日、祝日等を含む）から**午前 9 時～午後 5 時 30 分まで（土・日、祝日等を除く）に変更**します（平成 21 年 7 月 17 日（金）から）。

電話番号の変更はありません。

（問い合わせ先）
健康危機管理課
担当者 松尾、木脇
内線 7080、7082
ダイヤル 096-333-2240

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る本県の 今後の対応方針について

先般、国の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業に関する運用指針（H21年5月22日）」（以下運用指針という。）が改定されたことを踏まえ、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する本県の今後の主な対応方針を以下のとおり定める。

なお、国の対応や今回の新型インフルエンザウイルスの病原性等の変化等に応じて、本方針は変更することがある。

おって、今後、いわゆる強毒性の新型インフルエンザが発生した場合は、対応を大幅に見直し、「熊本県新型インフルエンザ対策行動計画（平成21年4月策定）」に基づく対応を行うことを基本とします。

1 医療体制について

（1）発熱相談センターの役割等を次のとおり変更する。

発熱者のうち「かかりつけ医」がいない方、受診する医療機関が分からない方に対して、医療機関を紹介する。

自宅療養している患者への相談対応等を行う。

また、名称を「インフルエンザ発熱相談センター」に改めるとともに、平成21年7月17日（金）以降の開設時間を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前9時～午後5時30分までとする。

（2）発熱外来を休止し、原則として全ての医療機関で診療を行う。

患者は、原則として外出自粛のうえ自宅療養とするが、症状が重く入院が必要な場合は、院内感染の拡大防止に努めつつ、感染症指定医療機関以外の一般病院においても入院の受入れを行う。

なお、県においては、現行の入院担当医療機関（30～40カ所）を中心に重症者の入院病床確保に努める。

産科における新型インフルエンザ患者の診療については、現在、関係者と協議中であり、方針が確定次第別途通知する。

2 患者への対応について

（1）新型インフルエンザの患者は、原則として外出を自粛し、自宅において療養する。

（2）基礎疾患を有する者等については、早期から抗インフルエンザウイルス薬を投与のうえ、必要に応じて入院して治療を行う。

3 濃厚接触者への対応について

（1）濃厚接触者に対しては、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性について説明し、協力を求めるとともに、一定期間に発熱等の症状が出現した場合は保健所に連絡するよう要請する。

(2) 積極的疫学調査は、新型インフルエンザ患者が学校等の同一集団内で複数発生した場合に、必要に応じて実施する。

なお、一定程度の患者発生は起こるとの前提から感染源調査は実施しない。

(3) 濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は、基礎疾患を有する者等のうち治療状況や管理の状況を勘案して医師により重症化の危険性があると判断される者について、重症化防止の観点から実施する。

なお、医療従事者等については、基礎疾患を有する者等がウイルスに暴露した場合に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

おって、基礎疾患の有無にかかわらず、感染した可能性が高くない場合には、医療従事者等の職務継続は可能とする。

4 サーベイランスについて

(1) 新型インフルエンザを疑う患者の全数把握は行わない。

(2) 学校、施設等の同一集団内における複数の新型インフルエンザ患者の発生を速やかに把握するとともに、これらの患者の一部の検体について遺伝子検査を行う。

(3) 定点医療機関からの保健所への報告に基づき、全体の発生動向を把握するとともに、インフルエンザウイルスの性状変化を監視する。

5 学校・保育施設等への自粛要請等について

学校・保育施設等で患者が発生した場合、当該学校・保育施設等の設置者に対して必要に応じて臨時休業を要請する。

なお、感染拡大防止のため特に必要であると判断した場合、患者が発生していない学校・保育施設等を含めた広域での臨時休業の要請を行うことは可能とする。

6 その他

健康危機管理課内に設置している「新型インフルエンザに関する一般的な相談窓口」に係る平成21年7月17日(金)以降の開設時間を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く日の午前9時～午後5時30分までとする。

7 適用日等

平成21年7月10日(金)とする。

ただし、「4 サーベイランス」については、今後の国からの通知等を踏まえ、実施準備が整い次第、速やかに実施する(「(1) 全数把握は行わない。」部分を除く)。

なお、本方針に記載のないものについては、熊本県新型インフルエンザ行動計画、国の新型インフルエンザ対策ガイドライン、国の改定運用指針等に基づき適切に対応する。